

群馬県教職員互助会評議員の選出区分規程

(昭和 46 年 3 月 31 日制定)

(平成 19 年 3 月 20 日一部改正)

(昭和 53 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 21 年 3 月 25 日一部改正)

(平成 18 年 3 月 7 日一部改正)

(平成 29 年 4 月 1 日一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、群馬県教職員互助会規約第 17 条第 2 項の規定に基づき評議員の選出区分に関し、必要な事項を定める。

(選出区分)

第 2 条 評議員の選出は次の区分による。

区	分	摘	要
県 教 委 事 務 局	1 人	次長	
〃 教 育 事 務 所	1	次長	
小・中・県立学校長	5	小 2・中 2・県立 1	
〃 副校長・教頭	3	小・中・県立	
県 職 労	1	} 職員団体の中から推薦された者	
県 教 組	8		
全 群 教	2		
高 教 組	4		
その他会員の中から 理事長が指名した者	6	事務長・事務職員等	
計	31		

附 則

この規程は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。